

乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の 確認について（意見聴取対象施設詳細）

1 事業実施区分

（1）一般型

実施方法：本制度実施のために定員、保育室等を設定

職員配置基準：受入児童数に応じた配置基準は、通常保育の配置基準による。

（0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人）

従事者は、保育士又は研修修了者とし、うち半数以上を保育士としなければならない、かつ2名以上配置することを要する。ただし、保育所等と一体的に実施する等一定要件に当てはまる場合は、専任の職員1名の配置でも可

施設基準：①乳児室…0～1歳児1人につき1.65㎡以上

②ほふく室…0～1歳児1人につき3.3㎡以上

③保育室又は遊戯室…2歳児1人につき1.98㎡以上

（2）余裕活用型

実施方法：既存の保育の0～2歳児の定員受入枠の余裕を活用

職員配置基準：既存の保育の配置基準による

施設基準：既存の保育の施設基準による

2 意見聴取の対象施設（認可及び確認をしようとする施設）

（1） ひかり保育園

所在地	旭市飯岡2115-2
施設類型	認可保育所
区分	余裕活用型乳児等通園支援事業
事業開始予定日	令和8年4月1日
提供時間等	平日8時から17時まで（月～金）
利用料	1時間あたり300円
給食提供	有
利用定員	

年齢区分	利用定員（1時間あたり）	利用定員（1か月あたり）
0歳児	最大3名（※1）	最大540名（※2）
1歳児		
2歳児		

（※1） 保育所の利用児童が定員に満たない場合に、その差の範囲内で受入可能な人数

（※2） 1時間あたりの利用定員に提供時間・提供日を加味して算出

実施内容

【面積】

区分	乳児等通園支援事業に充てられる面積	備考
乳児室又はほふく室	最大 6.7 m ²	令和8年4月1日時点（見込） 保育所の利用児童数により変動
保育室	最大28.27m ²	

【職員配置】

専任	保育所における配置基準による
兼任	

事業収支

【収入】

科目	予算額（円）
乳児等支援給付費	168,000
利用料	36,000
合計	204,000

【支出】

科目	予算額（円）
備品購入費	210,000
合計	210,000

その他特記事項

- ・子育て支援センター、園庭開放、育児講座、栄養講座、離乳食講座、保育園行事への参加、育児相談等を実施

(2) あさひこひつじ幼稚園

所在地	旭市二の6544
施設類型	認定こども園（幼稚園型）
区分	一般型乳児等通園支援事業
事業開始予定日	令和8年4月1日
提供時間等	平日9時から15時まで（月～金）
利用料	1時間あたり300円
給食提供	有
利用定員	

年齢区分	利用定員（1時間あたり）	利用定員（1か月あたり）
0歳児	1名	120名（※）
1歳児	1名	120名（※）
2歳児	2名	240名（※）

（※）1時間あたりの利用定員に提供時間・提供日を加味して算出

実施内容

【面積】

区分	乳児等通園支援事業 を実施する面積	備考
乳児室又はほふく室	—	
保育室	40.23㎡	

【職員配置】

専任	2名
兼任	

事業収支

【収入】

科目	予算額（円）
乳児等支援給付費	3,206,500
利用料	724,000
合計	3,930,500

【支出】

科目	予算額（円）
人件費	5,000,000
消耗品費	200,000
給食費	110,000
その他	245,000
合計	5,555,000

その他特記事項

- 施設の特徴として、保育士ほか、幼稚園教諭、看護師、心理士、言語聴覚士も常駐しているため、利用者や地域の方々への子育てに関する幅広い相談に対して対応が可能となっている。また、必要に応じて各関係機関と常に連携できる体制を構築している。子育てセンターむすびの運営やチャイルドクラブ、つきいちひなたぼっこ等の地域向けの親子教室も随時開催している。

3 認可及び確認について

- 申請のあった2施設についてその内容を審査したところ、次のとおり旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準及び旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に適合していると認められます。事業の開始日は、令和8年4月1日を予定しています。

【旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】

項目	基準	保育園 ひかり	幼稚園 こひつじ	審査方法
一般原則(第6条)、非常災害対策(第7条)、安全計画の策定等(第8条)、自動車を運行する場合の所在の確認(第9条)、職員の一般的条件(第10条)、職員の知識及び技能の向上等(第11条)、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準(第12条)、平等に取り扱う原則(第13条)、虐待等の防止(第14条)、衛生管理等(第15条)、食事(第16条)、秘密保持等(第19条)、苦情への対応(第20条)、保育の内容(第24条、第27条)、保護者との連絡(第25条、第27条)、電磁的記録(第28条)		○	○	一般原則を定めたのみのものであること又は申請施設が特定教育・保育施設であることから、要件を満たすものとする。
内部の規程(第17条)	乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たったの留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	○	○	運営規定
帳簿(第18条)	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	○	○	収支予算書
事業の区分(第21条)	1 一般型			
	2 余裕活用品	2	1	
設備基準(第22条、第26条)	保育室等 【0・1歳児】 乳児室 1.65㎡/人以上 又は ほふく室 3.3㎡/人以上 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上	○	○	図面
設備基準(第22条、第26条)	その他 ①便所を設けること。 ②保育室等には必要な用具を備えること。 ③保育室等を2階に設ける建物は、以下に掲げる要件に該当すること。 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・定められた常用及び避難用の施設又は設備がそれぞれ設けられていること。 ・乳幼児の転落防止設備が設けられていること。 ④保育室等を3階以上に設ける建物は、③に掲げる要件及び以下に掲げる要件に該当すること。 ・常用及び避難用の施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等の各部分からその設備等に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。 ・調理設備を設ける場合には、建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 ・壁及び天井の室内の仕上げが不燃材料であること。 ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報	○	○	申請施設が特定教育・保育施設であることから要件を満たすものとする。

	する設備が設けられていること。 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。				
従事者	保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	事業を行う施設(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所)の基準	○	○	実施計画書
配置	0歳児 3:1以上 1・2歳児 6:1以上 ※従事者のうち、半数以上は、保育士とする。ただし、1事業所につき、2人を下回ることはできない。 ※従事者は、専ら当該事業に従事する者でなければならない。ただし、保育所等と一体的に運営される場合については、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。		○	○	実施計画書

【旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例】

項目	基準	保 育 園	幼 稚 園	審 査 方 法
一般原則(第3条)、正当な理由のない提供拒否の禁止(第6条)、あっせん及び要請に対する協力(第7条)、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認(第8条)、乳児等支援給付認定の申請に係る援助(第9条)、心身の状況等の把握(第10条)、特定教育・保育施設等との連携(第11条)、特定乳児等通園支援の提供の記録(第12条)、支払(第13条)、乳児等支援給付費の額に係る通知等(第14条)、特定乳児等通園支援の取扱方針(第15条)、特定乳児等通園支援に関する評価等(第16条)、相談及び援助(第17条)、緊急時等の対応(第18条)、乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知(第19条)、勤務体制の確保等(第21条)、利用定員の遵守(第22条)、掲示等(第23条)、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則(第24条)、虐待等の禁止(第25条)、秘密保持等(第26条)、情報の提供等(第27条)、利益供与等の禁止(第28条)、苦情解決(第29条)、地域との連携等(第30条)、事故発生の防止及び発生時の対応(第31条)、記録の整備等(第33条)、電磁的記録等(第34条)		○	○	一般原則を定めたのみのものであること又は申請施設が特定教育・保育施設であることから、要件を満たすものとする。
運営規程(第20条)	特定乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員 (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	○	○	運営規程
会計の区分(第32条)	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	○	○	収支予算書